

日銀業第307号
2019年4月11日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

元号が改められることに伴う「国債振替決済制度に関する規則」の
一部改正に関する件

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（平成29年法律第63号）の施行に際して元号が改められることに伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり改正し、2019年5月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」 中一部改正

- 第四十二条を横線のとおり改める。

(分離国債の銘柄の記載方法)

第四十二条 略 (不変)

名称及び記号が「利付国庫債券 (X年) 第Y回」である分離元本振決国債	略 (不変)
利子支払期日が「平成何々XX年 (西暦ABCD年) YY月ZZ日」である分離利息振決国債	「元利分離国庫債券 (利子) 平成何々XX年YY月ZZ日」、「元利分離国庫債券 (利子) ABCDY YZZ」、「分離国 (利子) 平成何々XX年YY月ZZ日」又は「分離国 (利子) ABCDY YZZ」

(注) この表において「何々」は、元号を表すものとする。